

令和2年度 東住吉区地域福祉調整会議からの意見に関する回答について

【区からの意見】

(1) 区課題

障がい福祉サービスを申請してから利用できるまでに時間がかかりすぎる問題
に関して

(2) コロナ禍における地域課題

- ① 情報の錯綜が激しく、障害者本人・事業所の支援者・行政・関係者で持っている情報が違うことについて
- ② コロナ禍における特例措置について

東住吉区地域自立支援協議会（区課題）

意見	
「障がい福祉サービスを申請してから利用できるまでに時間がかかりすぎる問題に関して」	
<p>東住吉区では、申請から障がい福祉サービスを利用できる状態になるまで、3か月以上の時間がかかっている。区分認定調査員が少なく、調査までの時間が長いこと、審査会の開催が少ないこと、審査員のなり手が少ないことが原因として考えられる。必要な方には、特例介護給付を支給する、やむを得ない措置を行う、区分認定調査員を区独自で確保するなど、区で考えられる対策を行う必要がある。</p>	
（回答）	
<p>障害者総合支援法第20条の申請に基づき、障がい福祉サービスの支給決定を速やかに行うことは本市としての務めであると考えております。</p> <p>障がい支援区分の認定調査につきましては、昨年来大幅な遅れが続いていましたが、認定調査委託先の体制強化や新型コロナウイルス感染症の臨時的な取扱いによる認定有効期間の延長により認定調査の遅れは解消されています。今後とも医師意見書の回収や認定調査票に要する時間短縮を図るとともに、認定事務センターの安定的な稼働に努めるなど、迅速な障がい支援区分認定事務の実施に努めてまいります。</p> <p>また、審査判定につきましては、審査書類の整った方から順番に本市で開催する直近の合議体で審査しており、円滑な事務の遂行に努めているところです。</p> <p>認定調査につきましては、今後とも委託先と十分に連携・協議を行いながら、円滑かつ適正な認定調査業務が実施できるよう努めてまいります。</p> <p>なお、特例介護給付費等（緊急その他やむを得ない場合）は、突発的な要因により主な介護者が死亡・入院により不在となる場合や、災害等により特例介護給付費等を支給しなければ居宅生活の継続が困難となる場合などで、障がい者ご本人及び周囲の支援者等から申出があった場合は、各区において状況の聴き取りを迅速かつ丁寧に行い、その必要性を早急に検討・判断する取扱いとしているところです。</p> <p>今後も、申請からサービス利用までの期間を更に短縮するよう、円滑な事務遂行に向けて取り組むとともに、障がい者個々の状況を考慮しながら、必要とされるサービスの支給決定を行っていきたいと考えております。</p>	
担当	福祉局障がい者施策部障がい支援課（自立支援事業G）電話：06-6208-8245 福祉局障がい者施策部障がい支援課（認定G）電話 06-4392-1730

コロナ禍における障がい者福祉に関する地域課題（地域自立支援協議会）

意見	
情報の錯綜が激しく、障害者本人・事業所の支援者・行政・関係者で持っている情報が違うことについて	
<p>本人・家族への情報提供が事業所任せになっており、行政から直接本人に届かない。</p> <p>事業所ごとに対応が違い、開業しているか、休業しているか、短縮営業か、どのような工夫をしているかなどの情報が無い。障害児通所施設は特例的に開けていたが、当時学校がその情報を知らなかった。また、区でつかんでいる情報がテレビよりも遅い場合がある。コロナ禍での特例措置、基本的な感染予防対策、経済対策等について、分野横断的に情報共有が必要である。</p>	
（回答）	
<p>障がい福祉サービス等につきましては、法令等を踏まえた上で各指定障がい福祉サービス等事業所において提供されており、新型コロナウイルス感染症にかかる対応については、地域の感染状況や利用者のニーズ等が異なることから、通所の代わりに訪問や電話をするなど個々の事業所により対応方法が異なります。そのため、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な対応につきましては、各事業所から、利用者や家族に丁寧に説明を行い理解を得ていただくよう周知しています。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症にかかる臨時的な取扱い等の情報につきましては、本市におきましても、速やかに運用整理等を行い、各事業所や区役所への情報提供に努めているところですが、少しでも早く各事業所や区役所に情報が行き届くよう、引き続き速やかな情報提供に努めてまいります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症にかかる障がい福祉サービス等の臨時的な取扱い（特例措置）・障がい福祉サービス等事業所における感染予防対策、経済対策につきましては、本市ホームページに掲載し、市民のみなさまも含め広くお知らせしているところですので、引き続きご理解・ご協力のほど、よろしく願いいたします。</p>	
担当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課 電話：06-6208-7999 福祉局障がい者施策部障がい支援課 電話：06-6208-8245 福祉局障がい者施策部運営指導課 電話：06-6241-6527

コロナ禍における障がい者福祉に関する地域課題（地域自立支援協議会）

意見	
コロナ禍における特例措置について	
<p>コロナ禍において特例的な対応が各事業で認められているが、いつまで認められるかわからず見通しが立たない。</p> <p>また、コロナ禍における特例措置として、障がい児通所支援（放課後等デイサービスや児童発達支援）や障がい者の生活介護等のサービスにおいて、通所しない場合であっても、電話やメールで本人に個別に状況伺い等をするのであれば、電話対応でも報酬算定ができることになっているが、直接の面談と比べると、質は担保できない。本人や親からすると、通った時と同じだけ支払う必要があることに不合理を感じられることがある。</p>	
<p>（回答）</p> <p>厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づき、本市において、通所事業所等の福祉サービス事業所が、利用者やその家族に対して電話等による支援の必要性や利用者負担について丁寧に説明し、サービス提供に係る理解が得られた場合で、訪問や電話等によるできる限りの支援を行った場合には、報酬算定を可能としております。この取扱いについては、厚生労働省は、臨時的な取扱いの期間又は終期を示しておりませんが、障がい福祉サービス等の提供の継続性の観点から、適切な運用に努めてまいりますので、引き続きご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、放課後等デイサービスを含む障がい児通所支援につきましては、特別支援学校等での教育活動が再開されたことを受けて、臨時的な取扱いについては、医療的ケアが必要な児童生徒等が、新型コロナウイルスに感染することを恐れて登校を控えている場合で学校で「欠席」扱いとなっていない場合など、引き続き児童の健康管理や家庭の孤立防止の観点から通所に代わる支援が必要な場合に限り臨時的な取扱いを適用する旨、7月1日付けで周知しています。</p> <p>また、就労系障がい福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）につきましても、「在宅でのサービス利用に係る柔軟な取扱い」は8月末で終了しており、在宅でのサービス提供を行う場合は、「在宅利用に係る届出」の提出等の手続が必要となりますので、ご留意くださいますようお願いいたします。</p>	
担当	福祉局障がい施策部障がい支援課 電話：06-6208-8245